

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費の状況

平成26年4月1日より5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

大山崎町の令和6年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)(※2) 185,455 千円
 (歳出) 地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費 2,450,668 千円

(単位:千円)

事業名			令和6年度 予算額 (対象経費) (※4)	財源内訳				
国による分類 (※1)	目	事業名等		特定財源			一般財源	
				国府 支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分) (※3)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	社会福祉事業	27,443	2,571	0	1	3,692	21,179
		福祉医療事業	48,811	23,699	0	0	3,727	21,385
		障がい者福祉推進事業	565,231	391,650	0	0	25,765	147,816
	老人福祉費	在宅福祉事業	203	0	0	0	30	173
		施設福祉事業	1,979	0	0	1	294	1,684
		老人福祉推進事業	5,819	225	0	824	708	4,062
		老人医療事業(※5)	208,610	537	0	678	30,784	176,611
		介護保険関連事業(※6)	310	235	0	0	11	64
		老人福祉センター管理運営経費	190	0	0	89	15	86
	児童福祉総務費	認可外保育所助成事業	600	0	0	0	89	511
		児童手当支給事業	283,075	243,951	0	0	5,807	33,317
		ひとり親家庭支援事業	852	0	0	0	126	726
		児童福祉推進事業	19,740	3,624	0	0	2,392	13,724
		子育て支援医療費助成事業	89,554	35,476	0	0	8,027	46,051
	保育所費	地域子ども・子育て支援事業	17,694	6,062	0	0	1,727	9,905
		民間保育所等運営支援事業	332,485	208,997	0	36,208	12,955	74,325
		保育所管理運営事業	322,262	2,595	12,900	93,827	31,607	181,333
		小計	1,924,858	919,622	12,900	131,628	127,756	732,952
	社会保険	社会福祉総務費	国民健康保険事業特別会計繰出金	69,942	51,937	0	0	2,672
老人福祉費		介護保険事業特別会計繰出金	225,798	10,260	0	0	31,992	183,546
		後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金	55,982	37,445	0	0	2,751	15,786
		小計	351,722	99,642	0	0	37,416	214,664
保健衛生	予防費	予防接種事業	76,015	4,023	0	0	10,686	61,306
		成人保健対策事業	20,147	283	0	579	2,862	16,423
	保健センター費	母子保健対策事業	53,864	23,017	0	3	4,578	26,266
		健康づくり・地域医療対策事業	6,017	0	0	0	893	5,124
		健康診査事業	18,045	280	0	9,253	1,263	7,249
		小計	174,088	27,603	0	9,835	20,283	116,367
	合計	2,450,668	1,046,867	12,900	141,463	185,455	1,063,983	

※1 国による分類 社会福祉・・・児童福祉、母子父子福祉、高齢者福祉、障害者福祉など

国による分類 社会保険・・・国民健康保険、介護保険など

国による分類 保健衛生・・・医療にかかる施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など

※2 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の令和6年度予算額の22分の12に相当する額としています。

※3 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※4 事務費(特別会計への事務費繰出を含む)や人件費は、予算額から除外しています。

※5 老人医療事業のうち、後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金については、社会保険に分類しています。

※6 介護保険関連事業のうち、介護保険事業特別会計繰出金については、社会保険に分類しています。